

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成27年9月16日(水) 開会 午後 1時30分

閉会 午後 4時02分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 関 口 孫一郎 大 川 秀 子

千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小久保 かおる

古 沢 ちい子 白 石 幹 男 針 谷 正 夫

大阿久 岩 人 入 野 登志子 大 武 真 一

海老原 恵 子 永 田 武 志 小 堀 良 江

福 田 裕 司

欠席委員 渡 辺 照 明

事務局職員 事 務 局 長 赤羽根 則 男 議 事 課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	早 乙 女	洋
総 務 部 長	松 本	俊
危 機 管 理 監	村 上	賢 司
理 財 部 長	五 十 畑	恵 造
大 平 総 合 支 所 長	小 林	敏 恭
藤 岡 総 合 支 所 長	田 中	徹
都 賀 総 合 支 所 長	青 木	康 弘
西 方 総 合 支 所 長	中 田	博 之
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島	純 一
会 計 管 理 者	田 谷	安 久
監 査 委 員 事 務 局 長	萩 原	弘
消 防 長	増 山	政 廣
総 合 政 策 課 長	小 保 方	昭 洋
遊 水 地 課 長	荒 川	明
地 域 ま ち づ く り 課 長	天 海	俊 充
秘 書 広 報 課 長	高 崎	尚 之
秘 書 広 報 課 主 幹	癸 生 川	亘
財 政 課 長	杉 山	知 也
総 務 課 長	川 津	浩 章
職 員 課 長	名 淵	正 己
情 報 推 進 課 長	塚 田	薫
契 約 検 査 課 長	榎 本	佳 和
危 機 管 理 課 長	大 橋	嘉 孝
管 財 課 長	島 田	好 夫
市 民 税 課 長	萩 原	雄 一
資 産 税 課 長	島 田	隆 夫
収 税 課 長	福 島	司
大 平 総 合 支 所 長	茂 呂	浩 司
大 平 総 合 支 所 税 務 課 長	勅 使 川 原	成 好
藤 岡 総 合 支 所 長	飯 塚	勝
藤 岡 総 合 支 所 税 務 課 長	片 柳	耕 一 郎

都賀総合支所 地域まちづくり課長	田嶋	亘
都賀総合支所税務課長	落合博	昭
西方総合支所 地域まちづくり課長	田口幸	雄
西方総合支所 地域まちづくり課主幹	稲葉	実
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	三柴浩	一
岩舟総合支所税務課長	柿沼	実
会計課長	出井	均
選挙管理委員会事務局次長	野中	守
監査委員事務局次長	宮脇康	子
消防総務課長	小島	徹
予防課長	柏崎一	夫
警防課長	白石	進
通信指令課長	小藤博	男
副署長兼消防第2課長	赤城一隆	仁
議事課長	稲葉	造

平成27年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成27年9月16日 午後1時30分開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第85号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第88号 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第89号 栃木市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第90号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第91号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第92号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第96号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 8 議案第97号 財産の貸付けについて
- 日程第 9 議案第98号 財産の取得について
- 日程第10 議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第11 認定第 1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午後 １時３０分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第１、議案第85号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津課長。

○総務課長（川津浩章君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第85号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は17ページから34ページ、議案説明書は１ページでございます。

初めに、議案説明書の１ページをごらんください。提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法につきましては、本年10月５日に施行され、平成28年１月から個人番号の利用が開始されますが、この番号法の施行に伴い、個人番号の利用の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書の17ページをごらんください。こちらは、議案第85号の制定文であります。

次に、18ページからが条例案になります。第１条の趣旨につきましては、番号法の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めることというものでありま

す。

第2条の定義につきましては、本条例における用語の定義を定めるものであります。各用語の定義や番号法において定める用語の定義と同じものとなっておりますが、第2号の特定個人情報とは個人番号を含む個人情報のことであります。

19ページをごらんください。第4条は、個人番号の利用範囲について定めるものであります。番号法では、個人番号を利用することができる場合を法律上に明記することとしております。番号法第9条では、第1項で番号法の別表第1に掲げる事務において利用する場合、第2項で地方公共団体が社会保障、地方税または防災に関する事務などであって、条例で定める事務において利用する場合などを規定しています。このため、地方公共団体は、番号法別表第1に掲げられていない事務で、個人番号を利用するいわゆる独自利用をする場合や、同一機関内で特定個人情報の受け渡しを行う庁内連携を行う場合は、条例を定めることが必要となります。

第1項では、個人番号の独自利用を行う事務について定めております。独自利用を行う事務は、20ページから22ページの別表第1に掲げる事務と、市長または教育委員会が行う番号法別表第2の第2段に掲げる事務となります。番号法の別表第2は、資料についておりませんので、代表的なものといしましては、地方税の賦課徴収事務や生活保護に関する事務などがあります。

お戻りいただいて、第2項は、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携について定めております。22ページから32ページの別表第2の機関欄に掲げる機関が、事務欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該機関が保有する特定個人情報欄に掲げる特定個人情報を利用することができるものとします。

例えば、22ページ、別表第2の事務欄にあるこども医療助成に関する事務を行う際、特定個人情報欄にある住民票関係情報、具体的には子供と保護者の続柄を、また、その下の欄、地方税関係情報、具体的には所得の情報など必要な範囲で確認することができるというものであります。

19ページにお戻りください。第3項は、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定となります。市長または教育委員会は、番号法別表第2の事務欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報で、当該機関が保有するものを利用することができるものとします。

例えば、先ほどの地方税の賦課徴収事務を行う際、市が保有する住民関係情報、具体的には世帯の状況などを確認することができるというものであります。第2項、第3項ともに、ただし書きで情報提供ネットワークシステムを利用して、他の地方公共団体などから同じ情報を取得できる場合は、そのシステムを利用するものとしております。

第4項は、第2項の規定による特定個人情報の利用ができるときは、他の条例等により書類の提出を義務づけている場合でも、当該義務を解除できるものとするものであります。

第5条は、特定個人情報の提供について定めるものであります。番号法第19条は、同条各号に掲

げられた場合を除き、特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体の他の機関へ特定個人情報を提供する場合は、同条第9号に基づく条例が必要となります。

番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報を提供できるものとして条例で規定するものは、32ページから34ページの別表第3の情報照会機関欄に掲げる機関が、情報提供機関欄に掲げる機関に対して事務欄に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に、情報提供機関が特定個人情報を提供する場合となります。

例えば、34ページ、表の左側から情報照会機関、事務情報提供機関、一番右が特定個人情報ですが、教育委員会が就学援助に関する事務を行う際、市長部局のほうから世帯の状況、課税状況、生活保護の受給状況などの特定個人情報の提供を受けるというものであります。

20ページをごらんください。第6条の委任につきましては、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというものであります。

最後に、附則になりますが、施行期日につきましては、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日から施行するというものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） この個人情報に関する問題というのは、今、世間あるいは国会等でも大変問題になっておりますし、私も予算の関係では賛成をしたということに今までの経過はありましたけれども、ここに来まして、いろんな問題が余りにも多過ぎる。今、話題になっているような、これは余談でありますけれども、マイナンバーがなければ自由に、マイナンバー制度そのものについては個人の自由だと言いながらも、そういうことも取り沙汰されておるようでありまして、やっぱり権力を持っている者が、情報をこのような形で一元管理をしていって支配をしていく可能性というものが非常に高いということです。私はこの件に関して個別でいろんな意見はありますけれども、時間の制約もありますので、ちょっと私は賛成しかねるということとを……

〔「それは後回し、質疑だから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 針谷委員、短目に、一問一答の方法でお願いします。

○委員（針谷育造君） では、例えば18ページにございます特定個人情報、第2条、定義の中で、特定個人情報をいうということで、これは先ほど個人番号を含むということで、特定個人情報というのを具体的にどういうものが当たるのか教えていただきたい。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 地方公共団体が事務を行う際、あらゆる個人情報を利用しているわけで

すが、その中のそれぞれいろいろな事務において個人情報に個人番号がついたものが特定個人情報というものになります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 具体的にいいますと、どういうものが、氏名であるとか、そういうものがその中には入ってくる、個人情報が入ってくるということでしょうか。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 例えば、税の徴収などであれば、Aさんという方の所得は幾らであるというような情報に個人番号がつけば、特定個人情報ということになります。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

○委員（針谷育造君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） これを導入することによって、事務の効率化というのは当然図られると思うのです。そればかりでなくて、住民側のメリットというのはどうなのかということだと思いますが、例えば保育所の保育料を決めるときに、個人で今まで所得の税額かなんかを提供、届けていたと思うのです。そういうのがしなくても済むとか、そういったメリットがやっぱりないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 市民の方のメリットといたしましては、今まで申請に対して添付していた所得の証明とか、あとは住民票とか、そういうものの添付が省略することができるということになります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 先ほどは大変失礼いたしました。

こういう問題があるということで、私は賛成しかねるということで討論としたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第85号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	中島克訓 広瀬昌子 松本喜一 関口孫一郎 大川秀子
		千葉正弘
	反 対	針谷育造

○委員長（福富善明君） 起立多数であります。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第88号 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第88号 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は43ページから51ページ、議案説明書は4ページから25ページであります。

初めに、議案説明書の4ページをごらんください。提案理由であります。個人番号は不正な利用等が行われないよう厳格に取り扱う必要があります。個人番号法では特定個人情報について、一般の個人情報より手厚い保護措置を設けております。地方公共団体が保有する特定個人情報については、番号法第31条において番号法の趣旨を踏まえた適正な取扱いを確保し、また開示、訂正、利用の停止などを実施するための必要な措置を講じなければならないと規定しているところであります。

そのようなことから、番号法の施行に伴い、特定個人情報の取り扱いについて定めるに当たり、所要の改正が生じたため、栃木市個人情報保護条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要につきましては、申しわけございませんが、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。また、参照条文につきましても、説明を省略させていただきます。

議案書の43ページをごらんください。こちらは、議案第88号の制定文であります。

次に、44ページからが個人情報保護条例の一部を改正する条例の改め文になります。こちらは施行期日の違いから、44ページからの第1条と49ページ、下段からの第2条の2つの一部の改正が一つの改め文となっております。

恐れ入りますが、改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。議案説明書の6、7ページをごらんください。

栃木市個人情報保護条例の一部改正第1条関係であります。まず、今回の改正による条文数が増えることから、内容の理解と検索を容易にするため、本則を章と節に区分し、目次を追加します。

目次の附則の次に、第1章、総則の省名を追加します。なお、この後の省名及び説明の追加につきましては、説明を省略させていただきます。

第2条は、特定個人情報の定義を追加するに当たり、現行の個人情報の定義を整理します。

第3号及び第4号において、現行の個人情報の定義のうち、実施機関が管理する個人情報を保有個人情報とします。

第5号、特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報のことであり、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報の定義によるものとします。

第6号、保有特定個人情報は、特定個人情報であって、実施機関が管理しているものとします。

8、9ページをごらんください。現行の第4号及び第5号をそれぞれ第7号、第8号とします。なお、この後の条及び号の繰り上げ、繰り下げにつきましては、説明を省略させていただきます。

第8条は、個人情報の定義の整理に伴う改正を行うとともに、保有特定個人情報は、保有個人情報より厳格な個人情報保護措置を講じる必要があるため、この条について適用除外とするものであります。

第8条の2は、実施機関が保有する特定個人情報の利用の制限について定めるものであります。保有特定個人情報の目的外利用については、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除いて禁止するものであります。

10、11ページをごらんください。第8条の3は、保有特定個人情報の提供の制限について定めるものであります。番号法において、特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、条例上の保有特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限するものであります。

第9条から第11条は、個人情報の定義の整理に伴う改正であります。恐れ入りますが、こちらについても個人情報の定義の整理に伴う改正についても、この後の説明を省略させていただきます。

12、13ページをごらんください。第14条第2項は、保有特定個人情報については、本人の関与についてより一層の保護が必要であることから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求を認めることとするものであります。

14、15ページをごらんください。第18条は、番号法では特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様の措置を講じるものであります。

第4項において、保有特定個人情報について、収集制限、保管制限に違反する場合、利用制限に違反する場合、特定個人情報ファイルの作成制限に違反している場合、提供制限に違反している場合に、利用停止請求を認めるものとしております。

第19条は、第1項で自己情報の開示、訂正等の請求手続に、保有特定個人情報の利用停止を加え

ます。

16、17ページをごらんください。第2項で、第14条において保有特定個人情報については、任意代理人にも開示請求を認めていることから、これを加えるため、法定代理人を法定代理人等に改めるものであります。

第20条は、保有特定個人情報については、口頭による開示請求を認めないとするものであります。

第21条は、保有特定個人情報の開示請求及び利用停止の請求については、請求を受けた日から起算して30日以内に当該請求に対する開示訂正の可否の決定を行い、速やかに請求者に通知するというものであります。

第22条は、保有特定個人情報の利用停止を決定したときは、速やかに当該行為を行わなければならないとするものであります。

22、23ページをごらんください。栃木市個人情報保護条例の一部改正、第2条関係であります。第2条は、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムで照会または提供した際のやりとりの記録である情報提供等記録の定義を第7号に加えるものであります。なお、第1条関係で改正いたしました第7号及び第8号は、それぞれ第8号、第9号となります。

第8条の2は、情報提供等記録について、利用目的以外の目的での利用を禁止するというものであります。

第18条は、訂正等の請求において、情報提供等記録についてはシステム上、自動で保存されるものであり、利用制限等に違反する取り扱いが想定されないため、利用停止請求を認めないものとするものであります。

24、25ページをごらんください。第22条の2は、情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録、保管されるものであるため、訂正した場合は、これらの者に通知することとするものであります。

恐れ入りますが、議案書の50ページをごらんください。附則第1項、施行期日でございますが、この条例は、本年10月5日から施行となりますが、第1号に定めるとおり、第1条中、保有特定個人情報の利用の制限について定める第8条の2は、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日から施行となります。

また、第2号において、情報提供等記録に関する規定は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が開始される番号法附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日、国の機関の場合は平成29年1月から、地方公共団体等の場合は平成29年7月からの施行となります。

附則第2項、栃木市情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正は、今回の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 議案説明書の13ページ、事務の委託等、第12条でありますけれども、委託をしている。前回もちょっと聞いたときには、TKCのほうにこの事務をお願いしているということで、栃木市の場合には、ここにある第2項でよろしいのですか。再委託ということが栃木市においてはあるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 確認している中では、TKCから、また再委託というのは、システムを管理する上ではないと思われます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） システムを管理している上ではないというのは、どういう意味なのでしょう、もう少し説明していただけますか。再委託もあるという意味なのでしょう。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） その点につきましては、不確実なことをお答えできませんので、確認させていただきたいと思います。少々お時間をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 私ども情報推進課でTKCの契約については、所管している部分がありますので、お答えいたします。

TKCに委託しているうちの再委託はございます。具体的には、帳票の印刷、これについてはTKCではなくて、別な会社に行っていると。それについては、契約なり何なりに基づいてやっております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） この件に関しても非常に大きな問題、情報そのものが栃木市だけに限ることではなくて、国という大きな機関の中とのやりとりということ、そしてさらにそこにはシステムへ入ってくるような情報の交流も、機関、国あるいは地方公共団体との交流等もあるということで、年金機構ではないのですけれども、非常に住民の基本的な情報が一部の者に握られ、そして心配もあるということです、私は反対をしたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第88号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	中島克訓 広瀬昌子 松本喜一 関口孫一郎 大川秀子
		千葉正弘
	反 対	針谷育造

○委員長（福富善明君） 起立多数であります。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第89号 栃木市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） ご上程をいただきました議案第89号 栃木市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は52ページ及び53ページ、議案説明書は27ページから29ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の27ページをごらんください。提案理由であります。公務員が加入する共済年金を民間のサラリーマンが加入する厚生年金に一元化することを目的として、地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部が改正されることに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の再任用に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては附則関係となりますが、特定警察職員等に係る引用規定を改めるものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、28、29ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

附則第2項の改正となりますが、このたびの法律の改正によりまして、これまで地方公務員等共済組合法に設けられておりました特定警察職員等を定義する規定が廃止され、新たに厚生年金保険法に同様の規定が設けられることとなりましたことから、引用規定を改めるものでございます。なお、本市におきましては、消防吏員のうち、消防指令以下の職員、職名で申し上げますと副主幹または副分署長以下の職員が特定警察職員等に該当いたします。また、このたびの条例改正につきましては、条例の効果に影響はございません。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の52ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、次の53ページをごらんください。

改正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきますが、附則につきましては平成27年10月1日から施行するというものであります。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第90号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました議案第90号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は54ページから55ページ、議案説明書は31ページから33ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の31ページをお開きください。提案理由につきましては、電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政財産使用料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、引用条項を改めることであります。なお、参照条文は、説明を省略させていただきます。

次の32、33ページをお開きください。現行と改正案の対照表でありまして、32ページの電柱敷地等の算定基準において、電気通信事業法施行令第5条を33ページの第6条に改めるものであります。

それでは、議案書の55ページをお開きください。栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご説明しましたとおり、条項を改める。また、附則を加えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第90号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第91号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） よろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第91号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は56ページから82ページであります。また、議案説明書は34ページから69ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の34ページをごらんください。

議案第91号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。地方税法の一部改正に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、今回の改正は、6月定例会においてご承認をいただきました専決処分以来の改正であります。

次に、改正の概要についてであります。掲載のとおりでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、36ページ以降の新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、36、37ページをお開きください。

栃木市税条例の一部改正でございますが、市税条例の本文を改めるものでございます。

第8条は、徴収猶予に係る金額について、原則毎月分納することについて定めるものであります。

第9条は、40、41ページまでであります。徴収猶予の申請書に記載する事項や申請書に添付する書類を定めるものであります。

徴収猶予の申請書に記載する事項といたしましては、災害や盗難に遭ったとき、病気にかかったとき等の徴収猶予の要件に該当する事案があること、また猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合は、担保の種類、数量、価額等について記載することを定めるものであります。

徴収猶予の申請書に添付する書類といたしましては、徴収猶予の要件である事実を証するに足りる書類等について添付することを定めるものであります。

40、41ページをお開きください。第11条は、原則、毎月分納する方法を定めるものであります。

第12条は、今回の法改正により新たに設けられた制度で、換価の猶予の申請期間について、納期限から六月と定めるなど諸手続について定めるものであります。

次に、42、43ページをお開きください。第13条は、担保の徴取を不要とする基準について、猶予に係る金額が100万円以下である場合や猶予期間が三月以内である場合は、担保を徴さないこととすることを定めるものであります。

第18条は、地方税法改正に伴い、字句を整理するものであります。

第33条は、株式等の譲渡所得に対する非課税国への出国による課税回避を防止するための特例創設に伴う所得税法改正による改正で、個人市民税については所得割課税額算定の対象外とするものであります。

次に、44、45ページをお開きください。第36条の2は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い、個人番号の規定を整備するものであります。

第36条の3の3は、引用条項の整理を行うものであります。

第51条は、減免の申請期限を納期限前7日から納期限に改めること及び番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

次に、46、47ページをお開きください。第57条及び第59条は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う特例措置に事業所内保育施設が追加されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

第63条の2及び次の48、49ページの第63条の3は、番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

次に、50、51ページをお開きください。第71条は、減免の申請期限を納期限前7日から納期限に改めること及び番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

第74条及び第74条の2は、番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

次に、52、53ページをお開きください。第89条、第90条及び次の54、55ページの第139条の3は、減免の申請期限の納期限前7日から納期限に改めること及び番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

次に、56、57ページをお開きください。第149条は、番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

次に、中ほどの第4条でございしますが、ここからは附則の改正となっております。附則第4条は、引用条項の整理を行うものであります。

次に、58、59ページをお開きください。附則第7条の3の2は、地方税法の改正に伴い、所得税の住宅ローン控除制度の適用を受けた方が、住宅ローン控除額を所得税から控除し切れなかった場合、市民税から控除するという減税措置の適用期限を1年半延長するというものであります。

附則第9条及び次の60、61ページの附則第9条の2は、個人市民税に係るふるさと納税について、寄附金税控除額の上限を個人市民税所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、税法上の特例として、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度を創設することにより、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合に、寄附先の団体が本人にかわって寄附者の住所地の市区町村に通知し、手続の簡素化を図るものであります。なお、この特例の適用は、寄附先が5団体以下で確定申告を行わない場合に限ります。

附則第10条の2は、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定事業により取得した公共施設等の固定資産税等の課税標準を最初の5年度分価額の5分の3とし、特定都市再生緊急整備地域では2分の1とする規定を追加し、それに伴う項ずれによる引用条項の整理を行うものであります。また、一定の条件を満たした新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税の税額を最初の5年度分、3分の2減額する規定を追加するものであります。

附則第10条の3は、66、67ページまでであります。番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

66、67ページをお開きください。附則第16条の2は、地方税法の規定により、当分の間の措置として一般の紙巻きたばこの税率であります。1,000本当たり5,262円よりも低い税率の1,000本当たり2,495円が適用されているわかばやエコーなど紙巻きたばこ旧三級品の特例税率が廃止されたことに伴い、市税条例においても特例税率の廃止を行うものであります。なお、特例措置の廃止までの間の経過措置でございますが、恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと思います。議案書は71ページになります。

議案書の71ページ、中段、改正附則第6条、市たばこ税に関する経過措置につきましては82ページまでであります。激変緩和等の観点から、平成28年度から平成30年度までの各年度において、毎年4月1日の時点で税率を段階的に引き上げることにより、平成31年4月1日から旧三級品以外の紙巻きたばこの現在の税率と同じくするとともに、税率の引き上げ前に売り渡し等が行われた紙巻きたばこ旧三級品を販売目的で所持する場合において、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得防止のための各年度における手持ち品課税について規定するものであります。

恐れ入りますが、議案説明書の66、67ページにお戻りください。附則第22条は、番号法の改正に伴い、個人番号及び法人番号の規定を整備するものであります。

次に、68、69ページをお開きください。栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正は、平成26年9月25日に公布した市税条例の未施行の部分の規定を改める内容であります。

第23条第2項の改正につきましては、地方税法改正に伴い、法人市民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様とするものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の68ページをお開きください。

附則第1条により、この条例は、平成28年1月1日から施行するというものであります。ただし、同条第1号及び第2号につきましては、当該各号に定める日からそれぞれ施行するというものであります。

また、附則第2条から82ページの附則第8条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 37ページの徴収猶予にかかわる分割納入の方法というところがあります。今回、地方税法の変更ということなのですけれども、これまでも分割納入というのがたしかあったかと思いますが、それは何によって規定をされて納入されていたのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 福島課長。

○収税課長（福島 司君） 今までについては、この徴収猶予についての該当はありませんでした。しかし、現実的には、滞納者の納付資力に応じて納税相談等を行いまして分割納付をしていただく。というのは、今回の徴収猶予については、要件が厳密、厳格なのです。例えば、今の説明の中にありましたように、災害があったとか、あとは倒産、休止、または病気と、そういうものが該当になっていたわけなのですが、それ以外のどうしても納められない人を対象に分割納付というような形で実施をしてきたと、そういうような次第です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうしますと、減額になってきたということで、例えば納められない人というこれまで柔軟性の中で対応してきたのかなと思いますが、そういう方に対して何とか納めてもらう方法をとらなければいけないと思うのですが、そういう方にとってこれが定められることによって有効な手段なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 福島課長。

○収税課長（福島 司君） 今の大川委員から質問がありましたが、まさしくそのとおりで、今まで要件がきつく救えなかった人も、今回の分納誓約をとることによって納めていただくような方法ができたのかなと、そのように思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第92号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田課長。

○資産税課長（島田隆夫君） ただいまご上程をいただきました議案第92号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は83ページから85ページであります。また、議案説明書は71ページから75ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の71ページをごらんください。議案第92号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これからご説明申し上げますことは、市民税課長より説明のありました全議案の中の固定資産税分とほぼ同様の改正であります。本市の場合、都市計画税については市税条例に含めることなく単独で条例制定しておりますので、改めて説明をさせていただくものであります。

まず、提案理由でございますが、今年3月の地方税法の一部改正により所要の改正を行う必要が生じ、さきの6月議会でご承認をいただきました専決処分以外について、本議会で栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要であります。市として大規模開発業者が計画、開発主体となって実施する首都圏やその他大都市圏の都心機能の高度化を推進するための緊急側溝的な都市計画事業法である都市再生特別措置法が平成14年度に制定されております。この都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合、つまり税の軽減についてであります。これについて市が独自に決めるというものであります。

近年の地方税法の傾向といたしまして、税の軽減等について市町村が一定の幅の中で自由に選択できるケースが生じております。この市町村の考えを尊重することを地域決定型地方税制特別措置といいまして、通称「わがまち特例」と呼んでいるところでございます。

次の参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

以上で議案説明書の改正概要の説明を終わらせていただきます。

次に、改正の内容につきましては、次の72ページ以降の新旧対照表でご説明をいたします。恐れ入りますが、72、73ページをお開きください。

まず、73ページの附則第5項につきましては、地方税法附則第15条第18項の条例で定める割合について5分の3にするというものであります。法によれば、軽減率はわがまち特例により価額に5

分の3を参酌して2分の1以上、10分の7以下の範囲内において、市町村が独自に定めることができますが、現在、本市には都市再生特別措置法に該当する事業がありません。また、5分の3を参酌しての参酌という言葉が、国が原則目安とするのは5分の3とするという意味でありますので、これらのことを踏まえ、本市も標準的な5分の3にするというものであります。

また、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域であると国が指定する特定都市再生緊急整備地域においては、これも本市には地域ないのですけれども、2分の1を参酌して、5分の2以上、5分の3以下の範囲内において市町村が定めた割合にするというものであります。先ほどと同様の理由で本市の場合は2分の1にするというものであります。

次に、附則第6項以降につきましては、いずれも附則第5項の追加に伴う項ずれの改正と引用条項の整理でありますので、説明は省略をいたします。

新旧対照表での説明は、以上であります。

次に、議案書でございますが、恐れ入りますが、議案書の85ページをごらんいただきたいと思います。

附則の施行期日でございますが、附則第1項により、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第96号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第96号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。議案書は93、94ページ、議案説明書は90ページから95ページでございます。

初めに、議案説明書の90ページをごらんください。提案理由でございますが、平成27年10月1日から大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合を廃止し、新たに那須地区消防組合が設立されることに伴い、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、関係団体と協議する変更の概要でございますが、新旧対象表で説明させていただきます。なお、参照条文については、説明を省略させていただきます。92、93ページをごらんください。

組合規約第3条では、同組合を組織する団体を別表第1に定めておりますが、平成27年10月1日に廃止となる大田原地区広域消防組合と黒磯那須消防組合を同表から削除し、新たに那須地区消防組合を追加するものでございます。

続きまして、94、95ページをごらんください。組合規約第4条では、同組合が共同処理する具体的な事務と、その事務ごとに共同処理する団体を別表第2に定めております。別表第2の変更の内容は、まず第4条第3号に掲げる事務、これは常勤の職員の退職手当の支給に関する事務でございますが、大田原地区広域消防組合と黒磯那須消防組合が平成27年10月1日から廃止となることから、共同処理する組織市町村等の欄から削除し、那須地区消防組合を追加するものでございます。

また、第4条第4号に掲げる事務、こちらは議員その他の非常勤職員の公務災害等の補償事務でございますが、こちらも大田原地区広域消防組合と黒磯那須消防組合を共同処理する組織市町村等の欄から削除し、那須地区消防組合を追加するものでございます。

さらに、第4条第7号に掲げる事務、こちらが消防救急無線設備の整備及び管理事務でございますが、こちらも大田原地区広域消防組合と黒磯那須消防組合を共同処理する組織市町村等の欄から削除し、那須地区消防組合を追加するものでございます。

次に、議案書93ページをごらんください。議案第96号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが、同組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合規約を94ページに記載のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

次に、94ページは、組合規約を一部改正する規約でございますが、先ほど議案説明書でご説明差

し上げましたとおりでございますので、その内容の改め文でございます。

最後に、附則でございますが、同組合理約の一部を改正する規約は、平成27年10月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 質疑ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時38分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第97号 財産の貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ただいまご上程いただきました議案第97号 財産の貸付けについてご説明を申し上げます。議案書は95ページ、議案説明書は96、97ページであります。初めに、議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書の96ページをごらんください。

提案理由ですが、コミュニティFM放送局「とちぎシティエフエム」を開局するに当たり、運営事業者のケーブルテレビ株式会社に栃木市コミュニティFM放送局演奏所を貸し付けることについ

て、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

貸し付ける施設の名称及び面積につきましては、栃木市コミュニティFM放送局演奏所33.23平方メートルであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

97ページの施設の位置図及び貸付箇所図をごらんください。施設の位置及び貸付箇所につきましては、蔵の街大通り沿い東側の栃木市観光情報物産館内に整備いたしました栃木市コミュニティFM放送局演奏所と記載されております網掛けの部分でございます。

次に、議案書の95ページをお開きください。財産の貸付けについてであります。1の財産の表示についてでございますが、貸し付ける財産の種別につきましては建物、所在につきましては栃木市倭町13番2号、名称につきましては栃木市コミュニティFM放送局演奏所、貸付面積につきましては33.23平方メートルでございます。

議案書には記載されておきませんが、貸付用途はとちぎシティエフエムのサテライトスタジオであります。

2の貸付期間につきましては、平成27年10月1日から平成31年10月31日までであります。この4年1カ月という中途半端な期間につきましては、市と家主との間で、昨年11月1日より5年間の賃貸契約を結んでいることから、この期間に合わせた形でこういった貸付期間にしております。

3の貸付金額につきましては、無償であります。

4の貸し付けの相手方につきましては、栃木市樋ノ口町43番地5、ケーブルテレビ株式会社、代表取締役、高田光浩であります。

5の貸し付けの条件につきましては、貸し付ける建物はコミュニティFM放送「とちぎシティエフエム」の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） この場所は、栃木ケーブルテレビに無償で貸すのですけれども、人件費、経費はどちらで払うのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 市は全く人間的なものは手配いたしません。これは公設民営の形をとりますので、ハード面については市のほうで、人的な面、それから営業面につきましては、運営はケーブルテレビさんのほうで行います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 5番目に貸し付けの条件で、ほかの目的には使えないということなのですか。

れども、この栃木ケーブルテレビのほうでは、栃木市で要望したものだけをFMとして使用するの
か、自分のところの宣伝とかそういうものも使用してもよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ケーブルさんのほうは、あくまで民間会社でございますので、広告
料をもらって企業の宣伝もしますし、普通に放送局として運営していくわけです。その中で市の番
組コーナーを持たせるとか、そういったことは市のほうでお願いしております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、ケーブルテレビでも営業として使いながら、そのかわり市の
ほうで緊急事態が発生したときには、すぐ栃木市の要望に応じてくれるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） おっしゃるとおりでございます。今回の洪水につきましても、なか
なか表でスピーカーで怒鳴っても聞こえづらかったというような話を聞いておりますので、このF
Mを使ってそういった情報を流すことによりまして、より市民の方に伝わるのかなと。特に停電の
ときはテレビは映りませんので、ラジオは電池さえ入っていれば聞こえますから、そういった面
ではすごく有効な手段だと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、契約の中でそういう条例の規約を入れて無償で貸しているのしょう
か。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ケーブルさんとうちのほうで、契約書の中にそういったことはうた
っております。緊急時には放送を中断して流すというようなことです。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第9、議案第98号 財産の取得についてを議題といたします。
当局から説明を求めます。

白石課長。

○警防課長（白石 進君） ただいまご上程をいただきました議案第98号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書は96ページ、議案説明書は98、99ページでございます。初めに、議案説明書により説明をさせていただきますので、98ページをごらんください。

提案理由でございますが、栃木市消防署岩舟分署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

議案書の96ページをごらんください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、指名競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては3,348万円であります。

4、取得相手につきましては、栃木トヨタ自動車株式会社、宇都宮横田新町3番47号、代表取締役社長、新井将能であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第10、議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。議案第82号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,472万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ670億2,141万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。6ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正追加であります。所管関係部分は、1行目の平成27年度栃木市役所本庁舎宿直・警備等業務委託でありまして、平成28年度当初から宿直警備等業務を委託するため、平成27年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

7ページをごらんください。第3表、地方債補正、変更であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります保育所施設整備事業につきましては、起債の限度額を2,750万円増額しまして、5億8,480万円に変更するものであります。

次の道路維持事業につきましては、起債の限度額を1,980万円増額しまして6,800万円に変更する

ものであります。

次の道路新設改良事業につきましては、起債の限度額を5,320万円増額しまして6億8,230万円に変更するものであります。

次の橋りょう維持事業につきましては、起債の限度額を670万円増額しまして4,150万円に変更するものであります。

次の河川等整備事業につきましては、起債の限度額を160万円増額しまして4,150万円に変更するものであります。

次の土地区画整理事業につきましては、起債の限度額を30万円増額しまして6,690万円に変更するものであります。

次の臨時財政対策債につきましては、限度額を2億1,416万2,000円増額しまして26億5,416万2,000円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

21ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。21ページが歳入、次の22、23ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお開きください。9款1項1目1節地方特例交付金は、補正額218万3,000円の増額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅借入等特別税額控除に対する地方特例交付金の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、10款1項1目1節地方交付税は、補正額8,499万円の増額であります。説明欄の普通交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴い、増額補正するものであります。

14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額6,384万6,000円の増額であります。説明欄の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、地方が直面する構造的な課題へ実効ある取り組みを行うための経費に対して交付される国庫補助金であります。

28ページ、29ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額6億3,240万4,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして17目1節土地総合調整基金繰入金は、補正額353万円の増額であります。説明欄の土地総合調整基金繰入金につきましては、部屋南部地区指定緊急避難所整備事業費の財源として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、19款1項1目1節前年度繰越金は、補正額10億7,332万8,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度から繰越金の確定により増額補正するものであります。

次に、20款5項4目2節雑入は、補正額130万3,000円の増額であります。説明欄のハートランド

絵本有償提供料等（遊水地課）につきましては、渡良瀬遊水地のPR用絵本として学校や図書館などの公共施設への配布を基本に製作いたしました。個人の購入希望者には有償で提供することとしており、その提供料であります。

次の電気使用料等（地域まちづくり課）（都賀）につきましては、主要地方道栃木栗野線道路改良事業により、市有地の一部が道路用地として買収されることに伴う物件移転等補償費を増額補正するものであります。

次に、21款市債であります。補正額は3億2,326万2,000円の増額であります。

1款2目1節児童福祉費は、補正額2,750万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（保育所施設整備事業）につきましては、認定こども園施設整備補助金の増額に伴い、市債を増額補正するものであります。

次の4目1節道路橋りょう債は、補正額7,970万円の増額であります。

説明欄の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道〇―152、153、280号線ほか1路線道路改良事業ほか3事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、藤岡地域の市道各号線舗装補修事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道F21―1の120号線道路改良事業ほか3事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（橋りょう維持事業）につきましては、市道各号線橋りょう補修事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額160万円の増額であります。説明欄の一般事業債（河川等整備事業）につきましては、排水路整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額30万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、7目1節臨時財政対策債は、補正額2億1,416万2,000円の増額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたします。32ページ、33ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、補正額141万2,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことから、職員手当等を減額補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同額の理由により補正する

ものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次に、3目財政管理費は、補正額5億2,174万9,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成26年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額の積み立てを行うため、増額補正するものであります。

次の固定資産台帳整備業務委託費につきましては、国からの要請に基づき全ての地方自治体において複式簿記を導入した財務書類を作成することになり、その作成に当たり必要となる固定資産台帳を整備する委託料であります。

次に、5目財産管理費、補正額205万9,000円の増額であります。説明欄の財産管理事務費（都賀）につきましては、主要地方道栃木栗野線道路改良事業により、市有地の一部が道路用地として買収されることに伴う既存建物の改修及びフェンス等の移設工事費であります。

次の旧大柿保育所解体事業費につきましては、市有建築物定期検査を実施したところ、耐震性がなく、老朽化した危険な建物であり、撤去すべきという結果が出されたため、建物解体処分に向けた設計業務を委託するものであります。

次に、6目企画費は、補正額1,410万5,000円の増額であります。説明欄のU I J ターン促進事業費につきましては、本市での生活をイメージできるような方に焦点を当てたガイドブックの作成や首都圏でのイベント開催など定住促進に寄与する施策を展開するための委託料が主なものであります。

次のサイクル・フルーツ・ライド事業費につきましては、新たな観光モデルを構築するため、サイクルイベントを実施する委託料及びロードバイク利用環境整備のための備品購入費が主なものであります。

次に、12目渡良瀬遊水地対策費は、補正額61万3,000円の増額であります。説明欄の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、昨年度に製作しました渡良瀬遊水地のP R 用絵本の在庫減少に伴う増版製作委託料であります。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、休日等が開催されます遊水地関連イベントなどの出勤に対する臨時職員の時間外勤務手当を増額補正するものであります。

次に、13目諸費は、補正額367万5,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の3行目、市税過誤納金還付費（都賀）でありまして、個人市民税の過年度修正申告等に伴う還付金が当初見込みより増加したことにより、償還金が不足するため、増額補正するものであります。

34ページ、35ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額6,845万3,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の臨時職員共済費でありまして、マイナンバー制度導入に伴い、臨時職員を増員して対応することから増額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、60ページ、61ページをお開きください。60、61ページでございます。9款1項3目消防施設費は、補正額350万円の増額であります。説明欄の消防団サイレン

吹鳴装置整備事業費につきましては、緊急防災情報伝達システムを活用し、消防団員を招集するサイレン吹鳴システムを構築する委託料であります。

次に、5目災害対策費は、補正額426万9,000円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、現在稼働中の移動系防災行政無線が平成28年度当初に5年ごとの免許更新時期を迎えることに伴い、6カ月前に申請を行う必要があり、その再免許申請手数料であります。

次の部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費につきましては、不動産鑑定を実施し、用地費を積算したところ、当初予算額に不足が生じたため、増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市一般会計補正予算（第2号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 歳出の35ページ、戸籍住民基本台帳の中で個人番号カード交付事業費6,778万3,000円、これにつきましては、当初予算6月補正、今回の9月補正と補正を重ねてまいりましたけれども……

○委員長（福富善明君） 失礼します。所管外になっております。

○委員（針谷育造君） 今、説明したではない。

〔「今、説明したよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 下のやつは民生の所管になっていきますので、上の臨時職員共済のほうがうちの所管になっております。よろしいですか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、所管外では大変失礼をいたしました。

補正予算の予算書でちょっとわからないところがあるものですから、ふるさと納税につきまして、現在どのように、平成27年度……

○委員長（福富善明君） 失礼します。ページ数をお知らせください。

○委員（針谷育造君） どこかにあるのだと思うので。

○委員長（福富善明君） 失礼します。決算のほうのやつですので、よろしいですか。

○委員（針谷育造君） はい。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 61ページなのですけれども、消防団サイレン吹鳴装置という何か初めて聞いたような項目、説明なのですけれども、それは具体的にどういう機能なのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 消防団サイレン吹鳴装置整備事業費について答弁をお願いいたします。

小島課長、お願いします。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団のサイレン吹鳴装置システムについてご説明をいたします。

今現在、消防団のサイレン吹鳴装置は、一部を除きアナログ無線でサイレンの遠隔操作を行っております。それが平成28年5月末日でデジタルの無線波に切り替わりますので、その対応といたしまして今現在行っているアナログ無線を廃止しまして、新たにデジタル波のシステムを構築するものでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

○委員（大川秀子君） はい、了解しました。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 同じく61ページなのですけれども、部屋南部地区の避難所の整備ということで、精査した結果、不足になったので補正を組んだということなのです。これ地権者はどれぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○委員長（福富善明君） ただいまの部屋南部地区指定緊急避難所の地権者の説明をお願いいたします。

大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 6名であります。

○委員（千葉正弘君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第82号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第11、認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、本決算につきましては、8月17日の議員全員協議会及び9月7日の本委員会において既に説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入一括した質疑、次に実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑、最後に討論、表決の順序により進めさせていただきますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。1款議会費の質疑であります。90、91ページであります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、1款の質疑を終了いたします。

次に、2款総務費中、所管関係部分の質疑に入ります。192ページから237ページであります。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 203ページですけれども、中ほどに旧庁舎管理費379万円というのがあります。

これ毎年支払って管理費だけ支出しているわけで、早くこれを何とかないと毎年かかるということになりますので、今後、これをどのようにしていく方針なのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） この予算につきましては、旧庁舎が現在ございますので、管理費を持っているわけなのですが、一応リノベーション事業で今後検討することになっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 来年もこの予算をつけて、また支出するということになってしまうので、結局お金を捨てているようなものかなというふうに思ってしまうので、一刻も早くというふうに思いますけれども、その辺は早く検討はできないのか。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 大川委員から言われたように、早いうちに検討したいと思うのですが、一応現状では旧庁舎がございますので、その施設が現存する期間は維持管理費は必要となりますので、予算上は設けたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 197ページになります。中ほどの放送番組制作委託費とありまして、ケーブルテレビ、栃木テレビに委託をしていらっしゃるのですが、先ほどのFMと一緒に、ケーブルテレビに250万円の委託料を払っているわけですが、さてケーブルテレビというのは栃木市内でどれぐらいの視聴があるのかという数字がわかりましたらお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

癸生川主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） ケーブルテレビの加入率につきましては、かなり高いということで伺っておりまして、約半分ぐらいの世帯が加入済みということで伺っております。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 加入率50%でいいのか、何%が目標なのか、そういうことも考えられるのではないかと伺っております。かなりの資本率に対しても予算が投入されているわけですので、今回またFMをやるに当たっても、目標数値というものを市から提言をすることはないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

癸生川主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） それはテレビということではなくて、今度始まるラジオの加入ということでよろしければ、特に今のところどれぐらいの目標値というのは設けておりませんけれども、たくさんの方に試聴していただくように、聞いていただくように広報宣伝には徹底していきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） このたびの災害につきまして、ケーブルテレビの固定の活字だけがただ並んでいるだけ、情報はやっぱりNHKのほうが早かったかなというふうに思った次第です。やっぱりケーブルテレビにおいても、行政のほうからきちんとした指導をする。一番身近なものは、身近な

人が見られるような体制をとることはとても大事だと思いますので、このテーブルテレビ50%の加入率でいいかどうかわかりませんが、また今後、努力をしていただきたい。また、先ほどのFMの放送に当たっても、災害に対して、防災に対しての貴重な手段ということで見ておりますので、その努力をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（広瀬昌子君） はい、要望です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） それでは、223ページ、市税等コンビニ収納事業費についてお伺いをいたします。

これは市民の納税の簡便化を図るということで、コンビニでも税金を払いますよということで導入された制度でございます。昨年の収税に対するコンビニで納められた金額等がもしわかればお答え願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 福島課長。

○収税課長（福島 司君） ただいまの件であります、市県民税については件数で1万4,621件、金額で4億3,946万9,088円、固定資産税が件数で1万6,737件、金額で5億3,118万9,066円、軽自動車税が件数で1万6,299件、金額で9,297万1,400円。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 金額を聞いてちょっと驚いた次第かなという感じはするのですが、この3件で約10億円近くがコンビニで納付されているということで、私も実際、効果についてはお伺いしようかなと思ったのですが、すばらしい効果が上がっているのかなという感じがいたします。納付書の中にも、コンビニでも納付できますよと書いてありますので、これからも市民に対してこのコンビニ納付を推進していただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（関口孫一郎君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 231ページ、市長及び市議会議員選挙等、県議会は4月でしょうけれども、関連がありますので聞きたいのですけれども、期日前投票所に対しての候補者が街頭演説するときに何メートルまで離ればできるのか、これよく私もわからない面があるので、たまたま県議会選挙で注意されたら、実際的には大丈夫だったという結果があったので、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

野中次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 松本委員の指摘のとおり、前回、県議選の折に、イオンのところでやっていたということで、何メートルという規定が、ごめんなさい。ちょっと確認したいと思うのですけれども、実際できたということで対応はさせていただいたのですけれども、後でちゃんと確認しますけれども、多分300メートルというような記憶はあるのですけれども、確認しまして、また連絡したいと思うのですけれども。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これは、ここに議員全部いますから、出席している方、これ一番心配だと思うのです。正当でやっていると思っても、違う。違うと言ったら、今度は正当だと言われても困ってしまうのです。選挙は時間帯が決まっているのですから、そういう各自立候補する人は企画してやっていて、途中で注意されたら、もうやむを得なくやめますけれども、注意されて、後で大丈夫だったのですよでは困ってしまうのです。選挙管理委員会のほうでもちゃんとしたそういう規約を全員の職員に知らせて、そういうのをしっかりやってもらわないと困ってしまうのですけれども、よく調べてもらいたいのですけれども、どうですか。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） はい、わかりました。

○委員長（福富善明君） 野中次長、済みません、指してからお願いします。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 街頭演説の許可につきましては、その施設の所有者のほうということになります。前回におきましては、具体的にはイオンだったと思うのですけれども……

○委員（松本喜一君） 違います。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） イオンの周りのところですよ。

○委員（松本喜一君） そうです。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） イオン内ですと、要するにイオンの業者がいいと言えはあれですけれども、そっちではなくて、一応施設街頭ということなので、それはやってもいいということで、先ほど言いましたように、ちょっとうちのほうでだめと言ったりということで、それは大変申しわけなかったと思うのですけれども、施設外、要するにその施設で認めたところであれば大丈夫というようなことにはなっております。あとは、学校とか、要するに施設関係でふさわしくない場所については、街頭演説はできないというような規定等があります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 最後に要望ですけれども、その辺をちゃんとした書類で議員全員に出してい

ただきたい。問題が起きないように、来年は参議院選挙があります。2年、あと何年だ。3年までないですから、やっぱりそういう準備も選挙管理委員会でちゃんと候補者に対して、わからない面が多いのですよ、結構。よく説明していただくなり書面で出していただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 207ページの中段にありますふるさと応援寄附事業について質問いたします。

寄附御礼品代904万6,000円というようなことになっておりますが、これは今、ふるさと寄附金かなり返礼品のことで加熱をしております。900万円からの返礼品代というふうなことでありますが、1年間にどのぐらい市のほうにふるさと応援寄附が来ているのかというふうなことです。

それともう一つは……

○委員長（福富善明君） 一問一答をお願いします。

小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） ふるさと応援寄附の平成26年の実績額でございますが、2,669万8,745円がふるさと応援寄附の実績額となっております。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） それを見ますと、かなりの返礼品代をマイナスにしても黒字になると思うのですけれども、今度は栃木市民がほかの自治体に寄附をするというふうなことになりますと、その栃木市の市民税のほうから控除ということで市税のほうマイナスになる部分があると思うのです。それが年間どのくらいあるのか、ご説明願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 市民が実際にふるさと納税を幾らやったのかというのは、明確に把握する手段はございませんので、いわゆる寄附金控除という形で申告をされた方の中の案分的な数値を用いますと、およそ250万円ほど栃木市民の方がふるさと納税で他市町に納付をされているという形になっています。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） わかりました。他市町に応援寄附ということで、その控除が250万円というふうなことでありますので、厳密に250万円プラス返礼品の904万円をプラスしたのが、要するに寄附金相対でマイナスになったのが来るというふうなことでいいわけなのですけれども、これを見ますと、やはりふるさと応援寄附というのはいろいろな面が出てくると思うのです。端的にもろ手を挙げていいというふうなことも言えない面も一部にあると思うのです。ですから、これ本当に

自治体間の競争になる可能性もあると思いますので、今後とも、これは要望ですけれども、この返礼品とかいろいろなものをよくしていただいて、このふるさと応援寄附を勝ち抜いていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望ということで。

○副委員長（中島克訓君） 要望で。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 同じページの207ページなのですけれども、栃木市土地開発公社の資金貸付金ということで、説明のときにたしか除染という説明があったように聞いております。これはどこで除染をしたのかという内容を聞きたいと思いますが。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） こちらの対象となりました土地でございますが、今、裁判で係争中であります菌部町4丁目の土壤汚染に対して、その近隣の住民の皆様方が、地下水等を使われているというようなことで、その地下水が汚染されることを危惧いたしまして、水道に切り替えるための工事を行うということで、それに対する工事費を市が肩がわりをしたというような状況でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 203ページです。庁舎管理費です。ここに2億何がしのが計上になっているのですが、明細を見ますと1億円、残りが9,700万円ぐらいあるわけなのですが、その大きい数字がありましたらご報告をお願いします。

○委員長（福富善明君） 答弁をお願いいたします。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 庁舎管理費で管理運営委託料で9,000万円ほどあるのですが、中身的には清掃、機械警備、受付、それと設備環境管理、宿直、シルバー人材等であります。中身等については、ちょっと今調べますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員、大丈夫ですか。

○委員（広瀬昌子君） 今、調べてくれると。1億円近いものが入っていないからどうかなと思っただけです。

では、いいですか。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） では、この建物が目的外のものを利用しているために、また市庁舎になったということで、そういう市庁舎になったため、目的外の建物を流用したための特別に出る経費とい

うものが目につくものがありますかというのでなら大丈夫かな。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 一応ここに記載されていない、ほかに8,800万円ほどあるのですが、これにつきましては光熱水費になります。ガスとか電気、水道料が約8,801万9,704円が、このほかに含まれることになります。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 光熱費というものがかなりかかるのかなということを私思ったわけなので、とりあえずフリースペースが余りにも多いので、光熱費のかかりぐあいというのを心配したわけなのですが、これに関して特別ということはないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 今申しました光熱水費につきましては、本庁のほかに入舟庁舎、あと入舟倉庫、今のところ庁舎として使われているところが全部含まれております。8,800万円の内訳としましては、都市ガスの使用料、これが1,666万680円、水道料、これにつきましては本庁舎、入舟庁舎、それと入舟倉庫がございまして281万889円、それと一番大きい電気料、電気使用料につきましては本庁舎、入舟庁舎、入舟倉庫、それと旧質屋倉庫等がございまして、合計で6,914万2,135円、光熱水費の合計が、先ほど申しました8,801万9,704円、これが主なものであります。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） では、もう一点。先ほど開会前に予備費の概要というものをいただきました。この中に、215ページです。藤岡遊水池会館の改修工事費の1,100万円が予備費から充用されております。これは私も当初予算、ここに在籍しておりませんが、当初になってもいい予算だったのではないかというふうに思ったのですが、それとは違いましたか。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

飯塚課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

藤岡遊水池会館の改修工事費といたしまして、1,161万円の支出をいたしております。これにつきましては、平成26年5月21日、この日に天皇皇后両陛下の行幸啓がございまして、その際に段差解消などのバリアフリーの対応、それから施設の老朽化によります空調設備、それからトイレ等の

改修工事を実施したものでございます。これが5月ということでございまして、当初予算では計上はできませんでしたので、予備費ということで対応をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 関連なんですけれども、これだけの予算を改修費に投入したので、施設がよくなったということだと思います。結構会議室とか何かあるので、多分会議室が主な使い方かなというふうに思うのですが、今後、これだけ改修してきれいになったわけですから、もっと有効活用すべきではないかというふうに思いますけれども、その方針というのは、もしありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 飯塚課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

藤岡遊水池会館につきましては、今年4月のときに条例改正等もあったと思いますが、集会施設、それから遊水地に対しての情報発信、こういうものに活用していくということでございまして、改修をしてかなり設備もよくなっております。1階部分につきましては、ホール等については現在、その隣の施設の湿地資料館、こちらが老朽化しておりますので、湿地資料館の機能というものを藤岡遊水池会館の1階のほうに機能移転をするということになっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 203ページ、市庁舎管理費の中で、隣にあります立体駐車場の年間の経費を教えてくださいたいと思います。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） ちょっと調べてお答えいたします。済みません。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ある程度かかると思うのですけれども、では東武デパートに駐車場を貸していますけれども、全然一銭もいただいていないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません。それも調べますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 219ページの庁舎整備費の中の整備事業費で土地購入費、移転補償費というのがあります。これはどこの場所なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） これにつきましては、今、駐輪場、駐車場として予定しております井本宅の土地の購入費であります。土地購入費につきましては1,932万2,100円でございます、移転補償費、これにつきましては前金で一部支払ってございますので、その残金が3,150万円を平成26年度に支払ったものであります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうしますと、以前に整備するときの総額というのは示されたと思いますが、予算額ですか、総額は幾らになったのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 当初といたしますか、補償金につきましては総額で1億500万円であります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費の質疑に入ります。348ページから357ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、9款の質疑を終了いたします。

次に、10款教育費、12款公債費及び13款予備費の質疑に入ります。なお、10款教育費は367ページの旧寺尾南小学校施設管理費のみ所管となっております。公債費及び予備費は400ページから403ページであります。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 367ページの今、委員長言われた旧寺尾南小学校施設管理費であります、総体的に271万8,223円となっていて、その下に委託料として136万969円となっておりますが、その差額はこういったところに使われたのか説明を願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 差額といたしますか、136万円の残りの額につきましては、電気料が91万3,158円、それと電圧変更工事というのを行いまして、それが43万2,000円でございます。あとは消耗品、浄化槽の薬剤ということで1万2,096円を支払っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 電圧変更ですか。電圧変更というのは、どのようなことなのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） これにつきましては、受電設備がございまして、その修繕ということで一応工事を行った形になっています。

○副委員長（中島克訓君） わかりました。了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で歳出各款ごとの質疑を終了いたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません。先ほど松本委員のほうからご質問がありました件について説明させていただきます。

立体駐車場につきましては、電気料等もございしますが、本庁舎と一本になっていますので、一応分けておりません。立体駐車場のほうに関しましては、シルバー人材センターのほうに駐車場の警備をお願いしておりますので、それが173万8,638円をシルバー人材センターのほうに支払っております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 東武からは全然もらっていないのでしょうか、駐車料。

○委員長（福富善明君） 島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 立体駐車場のほうについては、一切もらってございません。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あの立体駐車場、場所はいずれにしても、警備員ぐらいの負担を考えてもらいたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 答弁を求めます。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 現在、警備員の方をお願いしています。それについては、市役所を利用されている方、共同ということなので、一応市のほうで支払っているわけなのですが、委員さんの言われるように、今後については検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これは常識ですよ。企業に対して行政がただで貸すというのは、ちょっと腑に落ちないですよ。それなら私も商売しているから、ただで貸してくれますかと言ったって難

しいでしょう。やっぱりある程度の経費がかかっている以上は、東武デパートさんも使用しているのですから、ゼロということは私はないと思っているのですけれども、これは早目に検討して、東武デパートと相談していただいて、早急にある程度の金額をいただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（福富善明君） 野中次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） ちょっとさかのぼって済みません。先ほどの松本委員さんのほうで何メートルというような話が出た中で、一応300メートルというような話をしたのですけれども、勘違いで申しわけございません。特に規定はないということで訂正させていただきます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そうすれば、期日前投票所の敷地内に入らなければいいということですよ。

○委員長（福富善明君） 野中次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 先ほどもちょっとあれなのですけれども、前回の件についてはちょっと苦情があったので言ったという話もあるのですけれども、敷地内の、その要するに所有者のほうでいいということであればオーケーということです。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） よくわかりました。敷地外ならやっても結構ということですよ。そういうことも職員にもよく話していただいて、来年も参議院選挙、いろいろありますから、その辺はちゃんと把握していただかないと非常に困るのですよね、選挙というのは。大事な選挙で、あとはもう期日前投票所の場所があるからできないというなら、皆さんできないと思ってしまい、その辺をしっかりと伝えていただきたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 先ほど大川委員のほうから補正予算の中で消防団サイレン吹鳴装置の説明をしたわけですが、その中でデジタル無線を使って構築するというようなところですが、これはN T Tドコモの電波網を使用してサイレンを鳴らすということです。大変失礼しました。申しわけありませんでした。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） では、続いて歳入の所管関係部門を一括した質疑に入ります。58ページか

ら189ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、歳入所管関係部門の一括した質疑を終了いたします。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑に入ります。

実質収支に関する調書は404ページ、財産に関する調書は688ページから706ページであります。

404ページ、688ページから706ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑の終了をもって、本案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第1号の所管関係部分を採決いたします。

本決算の所管関係部分は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時02分）